

○議案第41号 守口市都市公園条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務建設委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、大枝公園の再整備事業に伴い、有料公園施設に多目的球技場、テニスコート等を追加し、これら施設の使用料を規定するとともに、指定管理者による利用料金制度の導入に係る規定整備などを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、施設使用料は、旧市民球場等と比し、高い設定となっているが、再整備による施設の機能性、利便性向上をピーアールするとともに、維持費等を勘案した使用料の算定など十分な説明に意を配し、市民の理解を得られるよう努められたいこと。

なお、障害者等に係る減免が明確に条例規定されていないことについては、規則において定めていくとのことであり、今後、詳細を検討のうえ、公の施設としてしかるべき措置を取られたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。